

# 令和6年第12回三股町農業委員会総会議事日程

令和6年12月23日（月）

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第24号農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 報告第25号使用貸借契約の合意解約について
- 日程第5 議案第61号農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 日程第6 議案第62号農地法第5条の規定による許可申請の承認について
- 日程第7 議案第63号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について
- 日程第8 議案第64号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について
- 日程第9 議案第65号農業振興地域整備計画変更（農振除外）について

## 令和6年第12回三股町農業委員会総会審議結果

### 日程第5

議案第61号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 3 ）

### 日程第6

議案第62号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 8 ）

### 日程第7

議案第63号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地  
利用集積計画の承認について

可決（ 24 ）

### 日程第8

議案第64号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用  
地利用集積等促進計画の承認について

可決（ 23 ）

### 日程第9

議案第65号農業振興地域整備計画変更（農振除外）について

可決（ 1 ）

## 令和6年第12回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 12月23日（月曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 12月23日（月曜日）

### 議 案 審 議

#### 出席者

1番委員	小倉	休幸
2番委員	下石	昭廣
3番委員	内村	介貞
4番委員	中石	均
5番委員	馬渡	芳文
6番委員	溝口	良信

農地利用最適化推進委員 兒玉 道郎

#### 欠席者

#### 議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長  
事務局 局長補佐  
事務局 係 長  
農政企画係 係長

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口 良信）

それでは、ただ今から令和 6 年第 1 2 回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので、総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第 2 条第 5 号において、農地利用最適化推進委員の児玉道郎委員が会議に出席し、第 3 ブロック区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第 1、会議録署名委員に 2 番委員の下石昭廣さんと 5 番委員の馬渡芳文さんを指名いたします。続きまして、日程第 2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日 1 日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日 1 日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第 3、報告第 2 4 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 2 4 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告するもので、合計 1 4 件 2 6 筆 21, 468 m<sup>2</sup>、うち田が 1 7 筆 13, 106 m<sup>2</sup>、畑が 9 筆 8, 362 m<sup>2</sup>でございます。詳細につきましては、総会資料 3 頁 9 9 番から 5 頁 1 1 2 番までのお目通しをお願いいたします。

5 番委員（下石 昭廣）

勉強のために教えて下さい。一番最後の 112 番はどのような理由で必要であり、発生するのですか。112 番は〇〇〇〇さんの解約ですが、借人、貸人ともに〇〇さんとなっています。どうゆう事で今回の解約が必要だったのか、教えて下さい。利用権設定までして、解約をする必要があったのかな、と思います。

事務局

今回の解約は中間管理機構での解約になります。自分の農地を自分で借りる契約の解約となります。

5番委員（下石 昭廣）

通常利用権設定の解約ではなく、中間管理機構での解約ですね。分かりました。

議長（溝口 良信）

他になにかご質問、ご意見はありませんか。

ないようですので、次の報告にすすみます。日程第4、報告第25号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第25号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計4件9筆12,451㎡、うち田が7筆7,645㎡、畑が2筆4,806㎡でございます。詳細につきましては、総会資料7頁21番から24番までのお目通しをお願いいたします。

事務局

資料の訂正をお願い致します。7頁24番です。地目のところですが登記が畑、現況が原野となっています。現地の確認をした結果、現況が畑でしたので、畑に訂正をお願い致します。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

ないようですので、次の議案にすすみます。日程第5、議案第61号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第61号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計3件11筆10,289㎡、うち田が2筆1,451㎡、畑が9筆8,838㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第61号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてご説明いたします。総会資料9頁41番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号41番、受付年月日：令和6年11月22日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：長田字赤松5238番1他5筆、地目：畑、合計面積：6,836㎡です。今回は渡人による労働力不足による売買による所有権移転となります。受人は奥様と二人で20年農業に従事され、水稻、野菜、果物を中心に21,967㎡を

耕作されております。農機具はトラクター、田植え機を各1台所有されております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。取得後の全ての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから、許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号41番は12月20日に第3ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は大野地区に住んでいて、水稻野菜ブルーベリーを中心に農業経営を行っております。農地はすでに耕作しており、機械能力もあります。農作業に従事する家族は奥様と2名です。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。農地の拡大を図るため、所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号42番、受付年月日：令和6年11月29日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：樺山字天神下5600番1他3筆、地目：田、畑、合計面積：3,228㎡です。受人は渡人と従兄弟同士であり、売買による所有権移転となります。受人は1人で20年農業に従事され、水稻、路地野菜を中心に3,856㎡を耕作され、今後は息子さんが兼業により農業に従事される予定です。農機具はトラクター1台、耕運機2台を所有されています。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。取得後のすべての農地を利用すること通作距離、機械能力、労働力を見ても問題がないことから、許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1番委員（小倉 休幸）

受付番号42番は12月19日に第1ブロック委員3名で現場確認調査をいたし

ました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は新馬場に住んでいまして、主に路地野菜と水稻を作付けしております。現在、本人は吉原建設が運営している農業施設に勤務しております。また、先程説明があったように近々息子さんも従事するというので、すべての農地は耕作しており、機械能力、農作業に従事する家族は現在1名ですが、息子さんと2名になる予定であります。状況から見ても効率的に利用できると思われまます。農地の拡大を図るため所有権の移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号43番、受付年月日：令和6年12月3日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：長田字向原2052番、地目：畑、面積：225㎡です。

今回の渡人は兄弟で贈与による所有権移転になります。

受人は奥様と2人で22年農業に従事され、水稻・芋を中心に5,158㎡を耕作され、農機具はトラクター、耕運機、管理機を各1台所有されています。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。取得後のすべての農地を利用すること通作距離、機械能力、労働力を見ても問題がないことから、許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員

受付番号43番は12月20日に第3ブロック委員3名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は田上に住んでおり、水稻、芋を中心に農業経営を行っております。農地はすべて耕作しており、機械能力もあります。農作業に従事する家族は奥様と2名です。状況からみても効率的に利用できると思われまます。農地の拡大を図るため所有権の移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第61号農地法第3条の規定による許可申請の許可について受付番号41番から43番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第61号農地法第3条の規定による許可申請の受付番号41番から43番について許可することに決定いたしました。続きまして日程第6、議案第62号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第62号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計8件13筆6,216㎡、うち田が4筆3,091㎡、畑が9筆3,125㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第62号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料11頁42番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号42番、受付年月日：令和6年12月4日、受人：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、渡人：○○○○○○○、申請地：宮村字川原田1604番、地目：田、面積：1,777㎡です。こちらは売買による所有権移転で、転用目的は敷地拡張として、重機車両、資材置き場になっております。こちらの農地は令和6年11月15日付で農振除外の決定が出ており、10ha以上の農地の連単があることから、第1種農地に区分されますが、不許可の例外規定である集落接続に該当することから許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

5番委員（馬渡 芳文）

受付番号42番は12月20日に第2ブロック委員2名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

転用目的につきましては、○○○○は事業を行っており、敷地が手狭になり、重機車両、資材置き場がなくなったため、当該土地を転用して使用したいということで、事業用地としての敷地拡張重機車両の資材置き場が転用の目的であります。周辺農地に係る営農条件の必要につきましては、東側に田んぼがありますが、西側に勾配をつけるとのことで、雨水等の侵入はないとのことであります。以上、許可相当と

判断いたしました。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号43番、受付年月日：令和6年12月6日、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、  
渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：五本松14番3、地目：田、面積は597㎡です。  
使用貸借権の設定で、転用目的は一般個人住宅1棟、資金計画は借入になります。  
こちらの農地は、第二種住居区域です。農地法施工規則第44条第3号により第3  
種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3番委員（中石 均）

受付番号43番は12月19日に第2ブロック委員4名で現地調査及び確認を  
しました。場所の説明は航空写真をご覧ください。  
申請人は、現在借家住まいしており、生活基盤を固めるため住宅建築を計画してい  
たところ、父名義の土地があるということを知り、申請地付近にはスーパー、病院、  
駅もあり、夫の勤務先にも近く生活環境には最適であることから父名義の土地を借  
りて、住宅建築計画するものです。  
敷地面積が通常許可面積オーバーの597㎡となりますが、居宅、車高面積が大きめ  
の建物を計画であるとのこと。付近は住宅地に囲まれた場所であり、農地とし  
て残すことは適当でない状況にもあり、全体を転用いたしたく、お願い申し上げる  
次第です。土地を造成するにあたり、土砂の流出防止のため、境界にブロックを積  
み土砂の流出防止を図ります。汚染生活排水は町下水道に放流。雨水排水は宅内枡  
から、県道側の側溝に排水するとのこと。以上のことから特に問題ないものと  
思われますので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、次の受付番号の説明をお願いします。



受付番号45番は12月20日第4ブロック委員3名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は町内在住で家族が増え手狭になったため、職場にも近く住宅環境にすぐれた申請地に住宅を建築するものです。境界にはブロックを設置し、生活排水は合併浄化槽で処理を既存する道路側溝へ、雨水は枡を設置し同じく側溝へ放流するもので特に問題なく許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号46番、受付年月日：令和6年12月6日、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字大原1800番8、地目：田、面積：430㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅1棟です。資金計画は借入になります。こちらの農地は農地法第4条第6項第2号（農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地）により第2種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3番委員（内村 介貞）

受付番号46番は12月20日第4ブロック委員3名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真を御覧下さい。

受人は借家住まいで子供の成長や家族が増えるため、住宅環境にすぐれた申請地に住宅を建築するものです。境界ブロックを設置、生活排水は合併浄化槽にて処理を北側道路側溝へ雨水も枡を設置し、同じく側溝へ放流するもので、特に問題なく許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局



受付番号48番は12月19日第1ブロック委員3名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真を御覧下さい。

受人は現在、借家に住んでおり、子供の成長とともに手狭になってきたため、渡人との土地を購入する話がまとまったため、一般住宅を建設するものです。

今回の転用面積が627㎡であります。近隣が住宅地となっていることから、分筆して農地としての利用が見込めないため、全体を転用するものでございます。

雨水については、西側道路側溝に接続。汚水については公共下水道へ接続するため、特に問題なく許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、次の受付番号の説明をお願いいたします。

事務局

受付番号49番、受付年月日：令和6年12月6日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇〇〇、申請地：樺山字町ノ前3920番9他2筆、地目：畑、合計面積：433㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅1棟、資金計画は借入になります。こちらの農地は第一種住居区域で、農地法施工規則第44条第3号により、第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1番委員（小倉 休幸）

受付番号49番は12月19日第1ブロック委員3名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真を御覧下さい。

受人は現在アパートに住んでいるが、子供の成長とともに手狭になってきたため、渡人との土地を購入する話がまとまったため、一般住宅を建設するものです。

雨水については東側道路側溝に、汚水については公共下水道へ接続するため、特に問題なく許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第62号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、受付番号42番から49番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 (溝口 良信)

挙手全員ですので、議案第62号農地法第5条の規定による許可申請の受付番号42番から49番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第7、議案第63号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第63号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。今回、所有権移転は合計6件、25筆18,874㎡、田が25筆18,874㎡でございます。利用権設定につきましては、合計18件31筆37,905㎡、うち田が16筆13,536㎡、うち畑15筆24,369㎡でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 (溝口 良信)

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転に関する総会資料15頁128番から16頁133番まで、利用権設定に関する総会資料は17頁192番から20頁209番までとなっております。これにつきまして、なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長 (溝口 良信)

ないようですから、議案第63号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、所有権移転及び利用権設定に関する総会資料、15頁128番から20頁209番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 (溝口 良信)

挙手全員ですので、議案第63号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第8、議案第64号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第64号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定についてでございます。利用権設定につきまして合計

23件41筆44, 289㎡、うち田が24筆28, 597㎡、うち畑が17筆15, 692㎡でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（溝口 良信）

それでは、農地中間管理機構による利用権設定各筆明細は総会資料23頁193番から27頁215番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第64号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の総会資料23頁193番から27頁215番について意見決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第64号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定の意見について決定いたします。

議長（溝口 良信）

続きまして、日程第9、議案第65号、農業振興地域整備計画変更、農振除外について、提案いたします。なお、本件につきましては議事記載の制限により、3番内村委員はしばらくの間退席をお願いいたします。それでは事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第65号、農業振興地域整備計画変更農振除外についてであります。内容につきましては、先日本配りいたしました、別紙農業振興地域整備計画変更についてのおりとなっております。詳細につきましては、担当職員が説明いたします。

農政企画係

案件番号1、変更除外場所：三股町大字蓼池字中原3857番5、用途区分：農振農用地（畑）から宅地、地目：畑、面積：500㎡。

変更理由：貸家解消に伴う一般個人住宅建設、事業計画者：都城市郡元町2988番地8、農振法上の処理：農振法第13条第4項、土地の所有者は〇〇〇〇、担当ブロックが第4ブロックとなっております。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

2番委員（下石 昭廣）

前回、これは全体協議会で説明がしてありますよね。事前に相談があった時に現場は見ています。1.2年前に見ております。

議長（溝口 良信）

では、下石委員の方で説明をお願いします。

2番委員（下石 昭廣）

それでは説明をさせていただきます。この案件の申請者は〇〇〇〇の娘さん夫婦になります。以前、近隣地で農振除外の案件がありました。そして転用もされて住宅が建っています。その隣の農地になります。ですので、問題ないかと思えます。

議長（溝口 良信）

下石委員が言われたとおり、全体協議会で担当者より地図等の説明がありましたので、大丈夫かと思えます。他になにかありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第65号農業振興地域整備計画変更農振除外について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第65号農業振興地域整備計画変更農振除外について許可することを認めます。ここでおはかりいたします。12月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第12回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10 時